

平成 27 年 6 月 17 日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後 2 時 05 分 開議)

(出席議員 16 名)

1 番	中 谷 松 助
2 番	福 田 晃 悦
3 番	稲 岡 健太郎
4 番	南 正 紀
5 番	寺 井 強
6 番	堂 下 健 一
7 番	南 政 夫
8 番	下 池 外巳造
9 番	須 磨 隆 正
10 番	越 後 敏 明
11 番	田 中 正 文
12 番	富 澤 軒 康
13 番	櫻 井 俊 一
14 番	林 一 夫
15 番	戸 坂 忠寸計
16 番	久 木 拓 栄

(欠席議員 なし)

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長	小 泉 勝
副 町 長	庄 田 義 則
教 育 長	守 田 廣 三
総 務 課 長	新 田 辰 巳
富 来 支 所 長	岩 井 虎 男
企画財政課長	増 田 廣 樹
税 務 課 長	土 田 善 博
住 民 課 長	山 科 等

健康福祉課長	山本政人
環境安全課長	荒川仁
商工観光課長兼情報推進課長	浜村大
農林水産課長	松田正剛
まち整備課長	細川一元
富来病院事務長	北富美夫
会計管理者(会計課長)	谷場可一
学校教育課長	寺澤俊彦
生涯学習課長	平井清

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	安田朗
議会事務局参事	村井直

(議事日程)

日程第1 諸般の報告

日程第2 委員会提出 発委第2号(趣旨説明、質疑、討論、採決)

日程第3 町長提出 議案第53号及び第54号並びに請願第1号及び第2号
(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第4 町長追加提出 議案第55号ないし第58号(提案理由説明、質疑、
委員会付託、討論、採決)

日程第5 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査事項の閉会中の継続審
査の件

(追加議事日程)

追加日程第1 委員会提出 発委第3号(趣旨説明、質疑、討論、採決)

(開 議)

越後敏明議長 ただ今の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1 諸般の報告

越後敏明議長 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第2 委員会提出 発委第2号（趣旨説明、質疑、討論、採決）

越後敏明議長 次に、本日、議会運営委員会委員長 戸坂忠寸計君から提出のありました、発委第2号 志賀町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

本案の提出者から、説明を求めます。

議会運営委員会委員長 戸坂忠寸計君。

戸坂忠寸計議会運営委員長 今回提出させていただきました、志賀町議会会議規則の一部を改正する規則について、説明させていただきます。

近年、女性が子どもを産みやすい環境を整備することが急務とされ、我々が属する議会におきましても、国会、県議会において、女性議員に配慮した運営改革がなされてきたところでもあります。一方、市議会や我々の町村議会においては、旧態依然のままで、時代の流れに対応しておりませんでした。そこで、このたび全国町村議会議長会において、標準会議規則の一部改正がなされ、当議会に対しましても、その旨の通知があったところでもあります。

現在、志賀町議会には女性議員は存在しておりませんが、過去には在籍していたことがあり、将来を見据えますと、女性議員の在籍は大いにありえることでもありますし、また、時代の要請に応じた運営も求められているところでもあります。したがって、今回、会議規則中に、欠席届の規定条項において、出産の場合の欠席の届出について規定を新たに設け、会議規則の一部改正を行うものであります。

議員各位におかれましては、提案趣旨をご理解のうえ、何とぞご賛同いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

越後敏明議長 説明を終わります。

(質 疑)

越後敏明議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(質疑なし)

越後敏明議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

越後敏明議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

越後敏明議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

越後敏明議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

越後敏明議長 これより採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

越後敏明議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 町長提出 議案第53号及び第54号並びに請願第1号及び第2号(委員長報告、
質疑、討論、採決)

越後敏明議長 次に、町長提出 議案第53号及び第54号並びに請願第1号及び第2号を一括して議題とします。

以上の各件の委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

越後敏明議長 総務産業建設常任委員会委員長 田中正文君。

田中正文総務産業建設常任委員長 議長。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。今定例会におきまして、

総務産業建設常任委員会に付託されました請願1件について、去る10日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

請願第2号 「平和安全法制整備法」および「国際平和支援法」関連法案の撤回を求める意見書を政府に送付する請願につきましては、憲法をないがしろにし、日米安保条約にも反する本法案の速やかな撤回と、憲法9条遵守のため政府に対し意見書の提出を求めるものとの請願趣旨を受け、採決した結果、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

越後敏明議長 教育民生常任委員会委員長 久木拓栄君。

久木拓栄教育民生常任委員長 議長。

教育民生常任委員会報告をいたします。今定例会において、教育民生常任委員会に付託をされました請願1件について、11日に委員会を開催し、審査しましたので、その経過及び結果についてご報告を申し上げます。

請願第1号は、国の教育予算を拡充することについては、子供たちに、よりよい教育を保障するために、教育予算の拡充を求める意見書であります。国の関係機関へ提出してほしいとの趣旨であります。採決の結果、全会一致をもって、本請願は採択すべきものと決しました。

審査に際し、委員からは、請願事項の実現のために、継続して国に意見書を提出することが望ましいとの意見があり、国に対して性急な対応が望まれることから、本会議で採択の上は、当常任委員会からの議会議案を提出することで決定しておりますことを申し添えをいたします。

以上、教育民生常任委員会報告といたします。

越後敏明議長 予算決算常任委員会委員長 南政夫君。

南政夫予算決算常任委員長 議長。

予算決算常任委員会委員長報告をいたします。今定例会において、予算決算常任委員会に付託された議案2件について、12日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

議案第53号 平成27年度志賀町一般会計補正予算（第1号）及び議案第

54号 平成27年度志賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、補助金等の確定や追加採択のあった事業費など、早期に予算措置を要する経費を計上するものであり、委員会の審査経過につきましては、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、経過報告は省略させていただきますが、いずれの案件も採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

以上、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

越後敏明議長 委員長報告を終わります。

（ 質 疑 ）

越後敏明議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

（質疑なし）

越後敏明議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

（ 討 論 ）

越後敏明議長 これより、各件に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（発言なし）

越後敏明議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1番 中谷松助君。

中谷松助議員 日本共産党の中谷松助です。

私は、請願第2号「平和安全法制整備法」および「国際平和支援法」関連法案の撤回を求める意見書を政府に送付する請願に賛成の立場から討論します。

政府与党が今国会に提出しました安保関連法案なるものの、核心部分はいつでもどこでもアメリカの無法な戦争に自衛隊が武力行使をもって参加することになり、日本が侵略国の仲間入りをすることになる牽制があるということです。

直近の世論調査では、8割を超える方が慎重審議を求め、6月4日の衆院憲法審査会で与党推薦の参考人憲法学者を含めて3氏が揃って、法案は憲法違反と明言されました。また、6月12日の日本記者クラブの会見で元自民党幹部4氏が揃って、法案に反対表明をされています。

したがって、戦争のない平和なアジアと世界を願うものにとって、また原発がテロの標的になりかねない危険性のある憲法違反の戦争法案は廃案にすべきと考えます。

どうか以上のことから、議員の皆様のご賛同をお願い申し上げまして討論を終わります。

越後敏明議長 他にありませんか。

(発言なし)

越後敏明議長 討論を終結します。

(採 決)

越後敏明議長 これより、採決します。

各案件の採決は、起立によって行います。

まず、町長提出 議案 第 53 号 平成 27 年度志賀町一般会計補正予算（第 1 号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15 名)

越後敏明議長 起立全員。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案 第 54 号 平成 27 年度志賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを採決します。

越後敏明議長 本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15 名)

越後敏明議長 起立全員。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、請願第 1 号 国の教育予算を拡充することについてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15 名)

越後敏明議長 起立全員。

よって、本件は、採択されました。

続いて、請願第2号 「平和安全法制整備法」および「国際平和支援法」関連法案の撤回を求める意見書を政府に送付する請願書についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

したがって、原案について採決します。

本件を、採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 2名)

越後敏明議長 起立少数。

よって、本件は、不採択と決しました。

久木拓栄教育民生常任委員長 議長。

越後敏明議長 久木拓栄君が発言を求めていますので、これを許可します。

16番、久木拓栄君。

久木拓栄教育民生常任委員長 請願の採択に伴い、この際、委員会提出議案を提出させていただきます。

越後敏明議長 ただ今、教育民生常任委員会委員長 久木拓栄君から、委員会提出 発委第3号 教育予算の拡充を求める意見書についての提出がありました。

お諮りします。

ただ今、提出のありました 委員会提出 発委第3号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のおり決しました。

追加日程第1 委員会提出 発委第3号 (趣旨説明、質疑、討論、採決)

越後敏明議長 発委第3号 教育予算の拡充を求める意見書についてを議題とします。

議案を配付してください。

(事務局が議案を配付)

越後敏明議長 本案の提出者から、説明を求めます。

久木拓栄教育民生常任委員長 議長。

越後敏明議長 教育民生常任委員会委員長 久木拓栄君。

久木拓栄教育民生常任委員長 それでは趣旨説明をいたします。

先ほどの、国の教育予算を拡充することについての請願採択にともない、提出をさせていただきました、発委第3号 教育予算の拡充を求める意見書について、説明をさせていただきます。

教育予算の拡充につきましては、国に対しては、毎年のように意見書を送付しておりますが、一人ひとりの子どもに丁寧な指導や対応を行うため、1学級あたりの児童・生徒数を引き下げ、あわせて教職員定数の改善が必要かと要請をしているところであります。

先進的な自治体では、必要性を認識し、厳しい財政状況の中で、単独で少人数学級が行われており、また、文部科学省が実施した調査でも、約6割が小中高校の望ましい学級規模として、26から30人を挙げており、国の施策として、少人数学級の財源保障をすべきと考えます。国際的にみましてもOECDの諸国に比べ、1学級あたりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数は多いようであります。

こうした観点から、2016年度政府の概算要求に向けての意見書を、本町議会から国及び政府に対して提出をしていただくよう、教育民生常任委員会で決定し、ただ今の請願採択を受け、今回、議案を提出させていただいたものであります。議員各位におかれましては、提案趣旨をご理解のうえ、何とぞご賛同をいただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

越後敏明議長 説明を終わります。

(質 疑)

越後敏明議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(質疑なし)

越後敏明議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

越後敏明議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対の者の発言を許します。

(発言なし)

越後敏明議長 次に、原案に賛成の者の発言を許します。

(発言なし)

越後敏明議長 ご発言がありませんので、討論を終結します。

(採 決)

越後敏明議長 これより採決します。

本案の採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

越後敏明議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

日程第4 町長追加提出 議案第55号ないし第58号(提案理由説明、質疑、委員会付託、
討論、採決)

越後敏明議長 次に、本日、町長から追加提出のありました、議案第55号ないし第58号を、一括して議題とします。

以上の各案に対する提案理由の説明を求めます。

小泉町長。

小泉勝町長 議長。

去る6月2日に提出をしました案件に追加して、本日提出することをお認めいただきました工事請負契約の締結に係る議案3件及び財産の取得に係る議案1件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第55号 工事請負契約の締結については、I P告知放送設備等更新工事を行うにあたり、日本電気株式会社北陸支社支社長 大江括久と1億908万円で工事請負契約を締結するものであります。

議案第56号 工事請負契約の締結については、志賀小学校家具整備工事を行うにあたり、石田工業株式会社 代表取締役 辻口光政と9,971万6,400円で工事請負契約を締結するものであります。

議案第 57 号、「工事請負契約の締結について」の議決の一部変更については、平成 27 年第 1 回臨時会で議決をいただいた志賀町定住促進住宅地造成事業Cブロックその 1 に係る工事請負契約について、調整池工の掘削作業をしたところ、想定以上の湧水があり、これを排出する仮設工が必要となったため、池田建設工業株式会社 代表取締役 池田政基を契約の相手方とし、契約金額を 837 万円増額し、5,991 万 8,400 円としたいので、関係法令の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 58 号 財産の取得については、富来小学校及び志賀中学校の情報系端末機器を整備するにあたり、株式会社石川コンピュータ・センター 代表取締役社長 多田和雄から 864 万円で取得するものであります。

以上で追加提案の説明を終わりますが、議員各位におかれましては、慎重なご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

越後敏明議長 説明を終わります。

お諮りします。

各案については、急施事件につき、この際、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、直ちに採決することに決しました。

これより採決します。

各案の採決は、起立によって行います。

まず、町長提出 議案第 55 号 工事請負契約の締結について「IP告知放送設備等更新工事」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15 名)

越後敏明議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 56 号 工事請負契約の締結について「志賀小学校 家具整備工事」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

越後敏明議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 57 号 「工事請負契約の締結について」の議決の一部変更について(志賀町定住促進住宅地造成事業Cブロック(その1)工事)を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

越後敏明議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 58 号 財産の取得についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

越後敏明議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 各委員会所管事務調査事項の閉会中継続審査の件

越後敏明議長 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配布のとおり、所管事務調査の閉会中継続審査の申し出がありましたので、これを議題とします。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

(閉 議 ・ 閉 会)

越後敏明議長 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了しました。

平成 27 年 第 2 回 志賀町議会定例会は、本日をもって閉会します。
ご苦勞様でございました。

(午後 2 時 34 分 閉会)

議 長 報 告

1 議長報告第 19 号

入札結果報告について

(平成 27 年 5 月 29 日 12 件)

(平成 27 年 6 月 10 日 12 件)

2 議長報告第 20 号

閉会中の継続審査について

- ・ 総務産業建設常任委員会委員長
- ・ 教育民生常任委員会委員長
- ・ 予算決算常任委員会委員長
- ・ 議会運営委員会委員長

3 議長報告第 21 号

委員会審査報告書について

- ・ 総務産業建設常任委員会委員長
- ・ 教育民生常任委員会委員長
- ・ 予算決算常任委員会委員長

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 越 後 敏 明

志賀町議会議員 稲 岡 健太郎

志賀町議会議員 南 正 紀